

議題 1

資料 1

令和 5 年 3 月 1 日
多治見市空家等審議会

【報告事項】令和 4 年度特定空家等に対する略式代執行の実施について

1. 報告内容

令和 4 年度に「特定空家等」の認定を行った空き家について、現在、空家法第 14 条第 10 項に基づき略式代執行を行っているため報告する。※代執行期間 2 月 6 日～3 月 31 日

当該空家等の所有者は死亡、相続人は不存在である。建物の状態が非常に悪く、今後近隣の居住者及び財産に危害を加える可能性が極めて高いため、略式代執行の実施を決定した。

2. 対象物件

所在地	多治見市小名田町小滝
建築年	昭和 57 年
用途	住宅
構造	鉄骨造 2 階建、延床面積 70.05 m ² （土地面積 136.27 m ² ）
状況	令和 3 年 3 月火災により全焼し、そのままの状態では放置されていた。 屋根の一部が垂れ下がっており、落下が危惧される。 住宅団地の中にあり、落下した建材が敷地外に飛散した場合、人的被害が発生する恐れがある。
撤去費	4,653,000 円

3. これまでの経緯

- (1) 令和 3 年 3 月 24 日に建物火災で全焼。所有者はその火災により死亡。
- (4) 相続人が不存在であることから今後も対応が見込まれない。建物の劣化が進んでいることから、略式代執行実施を決定。

4. 今後について

費用を回収するには財産管理人を申し立て、財産管理人に土地を処分（売却）してもらう必要がある。しかし、申し立てのため裁判所への予納金が必要であることや、売買が成立する可能性が低いことから費用の回収は困難な状況。